平成 23 年度　事務事業事後評価調書（平成　22　年度事業）

整理番号	6 － 1

1　事務事業の表示

※ ■ ： 該当

事務事業名	居宅介護支援運営事業					
評価者	担当課名		地域包括支援センター	担当係名		介護予防係
	管理職	職名	所長	作成者	職名	係長
		氏名	淡路　至尊		氏名	河原真由美
事業の概要	要介護認定者に対し、居宅サービス計画の作成を行い、在宅生活が継続できるような支援を行う。					

全体計画	/単年度繰返	
（平成 20 年度～ 24 年度）		
事業費	国・道支出	千円
	地方債	千円
	その他	9,000 千円
	一般財源	千円
	事業費計	9,000 千円

実施方法	■ 直営	□ 民間委託	□ その他（　）

第 5 期 総合計画（前期）	■ 登載事業	□ 非登載事業	優先度	B

事業の位置付け			
政策目標	2	ぬくもり・雄武～保健・医療・福祉の充実～	
基本施策	7	高齢者支援の充実	
単位施策	1	介護サービスの充実	
事務事業の種類	■ 自治事務	□ 法定受託事務	
その他計画・根拠等	介護保険法　第5期高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画		

事業費	実施年度	20年度（実績）	21年度（実績）	22年度(実績)	23年度(見込)	24年度(計画)
	国・道支出金	千円	千円	千円	千円	千円
	地方債	千円	千円	千円	千円	千円
	その他財源	3,014 千円	3,379 千円	568 千円	700 千円	1,500 千円
	雄武町負担額（一般財源）	千円	千円	千円	千円	千円
	合計	3,014 千円	3,379 千円	568 千円	700 千円	1,500 千円

2　事務事業の目的・内容（Plan・Do）

【誰、何が（対象）】	要介護認定者及びその家族	望ましい指標（目的達成状況を最も端的に表す理論上の成果指標）		
【抱える課題やニーズは】	介護や生活支援を要する	計画作成数		
		指標（指標計算式／解説）	目標値及び実績値	
【どのような状態になることを目指したのか（意図）】	介護の重度化予防、生活の質の向上を目指す	① 件数では単純に評価できないが、要介護認定者におけるサービス計画は在宅における支援数ととらえ指標とする。	目標年度	22年度
			目標値	660 件
			実績値	742 件
			達成度	112.4 %
【その結果、どのような成果を実現したいか】※成果＝目的	重度化予防及び生活の質の向上	②	目標年度	
			目標値	
			実績値	
			達成度	%

内容（どのような手段で何を行ったか）	
居宅介護支援	生活の質の向上、介護重度化予防、介護負担軽減等を目指し自宅生活が継続可能となるよう、ご本人との契約に基づき居宅サービス計画を作成する。
関係機関連絡	上記目的で利用者の生活、介護、医療に係る関係機関に対し連絡調整等を行い、過不足なくサービスが行われるような調整を図る。
ケア会議開催	計画原案に対し、本人を始め、担当する医療スタッフ、介護スタッフ、家族等と定期的に会議を開催し情報の共有、ケア目標の調整等を図る。また、定期モニタリング、評価、再計画等を繰り返し行う。

3　事務事業の評価（Check）

（1）事務事業の必要性（町民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か、町が担う必要があるか。当該事務事業を実施しない場合の支障、既存事務事業との機能重複や見直しによる対応可能性）

概ね必要 必要／概ね必要／課題あり	■義務的なもの □全部 ■一部	介護保険法上は町直営で行う必要性はないが、現在町内で居宅サービス計画を作成できる事業所がない状況である。介護保険法に基づくサービス利用には居宅サービス計画作成が必須であるため、当事業所は必要である。

(2)事務事業の有効性（期待する効果が得られたか）

有効 有効／概ね有効／課題あり	設定した目標値の達成状況 ■達成 □ほぼ達成 □下回る	雄武町内在住の要介護認定者すべての居宅サービス計画を作成している。また、町外者である町内在住要介護者、要支援者の計画作成の契約も行い数件対応している現状である。

(3)事務事業の効率性（コストに見合った効果が得られたか、計画上のコストを下げる工夫をしたか）

効率的 効率的／概ね効率的／課題あり	判断の理由 ■事業費抑制 □人員削減 □時間短縮・作業軽減 □その他	事業内容の特性上、費用対効果についての視点は難しいが介護報酬として歳入が見込まれることもあり、効率的と判断する。第4期介護保険事業計画Ｐ１０にあるように居宅介護支援事業所は収支差率が最も低い介護保険事業所である。その中で施設管理、事務経費などの節減は十分に行うことができたと判断する。

(4)事務事業の公平性

公平 公平／概ね公平／公平でない	判断の理由 □受益者負担がある ■受益者負担がない □受益が一部に偏る □その他	介護保険では利用者は1割負担が生じるが、居宅サービス計画作成は全額保険負担（10割負担）であるため、利用者から直接的負担は生じない。介護認定を受けていてもサービス利用を受けなくても生活維持ができる時期もあり、介護が必要な時に必要な支援を行うことは公平であると考える。

4　総合評価【A～D】

A：計画通り事業が進んでいる。目標が達成された。今後も計画通り事業を進めることが適当　等
B：ほぼ計画通りに進んでいるが目標に達成していない。事業の進め方に改善が必要　等
C：当初の計画を達成できていない。事業規模、内容、実施主体等の見直しが必要　等
D：事業効果が表れていない。事業の統合、休・廃止の検討が必要　等

自己評価（一次評価）	評価会議評価（二次評価）	町長評価（三次評価）
A		
要介護者のサービス利用に必須である居宅サービス計画作成を行う事業所がない現在では必要性は高い。		

今後の展開方向
（Action）

継続／現状維持		
今後の高齢者数、要介護認定者数等、次期介護保険計画等上位計画と整合性を保ちながら事業の継続と専門職員の配置が必要である。		

＊展開方向の区分
○ 継続／現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更　○ 終了　○ 休止　○ 廃止

5　その他特記事項（アンケート調査など外部評価を受けた場合は、その旨記入）